

毎年3月15日は、所得税の確定申告期限、同月末は個人消費税の期限。この期は、国家予算が国会に上程されていることもあって、税に対する国民の関心が高い。

国民は、納税に寄って、国に財産と生命を守ってもらうサービスをうける。

平和と幸福が、我が国憲法の趣旨である。新憲法の下、税も問題を注視しつつ、民主主義が成長して来た。

国民が納める税は、公平でなければならない。「税負担は国民の間において公平に配分されなければならない、各種の租税法関係において国民は平等に取り扱われなければならないという原則を、租税の公平主義又は租税平等主義という」(金子宏著「租税法」。)

「量入制出」国家予算に見合う税負担をして貰い、国民は、平和で幸福な生活をする。

税は、人頭割、均等割り等に見る額率の平等と、直接税にみる累進税制の様に、所得に応じた応能負担の平等が有る。税法上の公平と執行上の公平問題と認識している。

所得税中心主義でありながら、我が国税制は、税は個人ではなく、法人に頼って来た。最近の予算でも申告所得税収2兆4千億円、法人税収9兆5千億円。民主主義の観点からは、予算に対して、真っ当に国民に税負担が公平で有ったか。

法的平等のほかに、行政上の平等も存在する。

今から遡る40年前、昭和49年9月号評論家立花隆著「文芸春秋」で“田中角栄研究—その金脈と人脈”が記事になった。著書によって、突然的に国民とメディアの関心ごとになった。私的に、多額資産を形成した総理大臣田中角栄氏の納税は、法に沿うものであったか、が問題だった。

国会では、社会党を中心に、野党の追及的になった。衆・参院の多くの委員会で質問が相次ぎ、国税庁に対する追求は170回近かった。

いわゆる田中金脈問題は、その年10月22日、参議院決算委員会で起こった。社会党寺田熊雄議員が「田中総理の所得査定の数でお尋ねしますが…」発端の質問者だった。

一般庶民と、権力の最高権力者である総理大臣には、公平に差が有るのではないかと。委員会でも質問する寺田熊雄議員も、自ら営む弁護士業に税務署の厳しい調査があったと、例を挙げて質問に迫力を加えた。

庶民には厳しい税務調査が、総理大臣には寛大ではないかと。

政府答弁「総理と謂えども、一(いち)納税者であります」と大平正芳大蔵大臣。総理大臣も庶民・国民と同様に税務調査をして、税の公平に努めています、と説明。

その後においても、総理大臣に対する課税調査が問題になると「総理大臣と謂えども、一納税者である、差別はしていない」と強調した。大平大臣に代わって、政府答弁に当たる磯辺律男国税庁次長が委員会で答えている。税法では、国民に不公平な対応措置をしていないと。名言になった。

さて、調査に当たって不公平・恣意的調査が出来ない措置が講じられた。一昨年、国税通則法が改正された。第74条(納税義務者に対する調査の事前通知)で、実地調査に当たる課税庁は、その理由を明白に示さなければならないと改正された。

税務署などは、法に寄る手続きが複雑で、調査件数が減少したらしい。

課税の公平に問題が生じないか。国民の緊張感が少なくなり、課税の公平感が無くなったのではないかと危惧している人もいる。

